

議案第 2 号

富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の
制定について

富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成27年 6 月 2 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）第 3 条により改正された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 9 号）第18条により改正された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により消費税及び地方消費税の税率の引上げに係る施行日が平成27年10月 1 日から平成29年 4 月 1 日となったことに伴い、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
(富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 富津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
(富津市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富津市漁港管理条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
(富津市民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 富津市民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
(富津市海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 富津市海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
(富津市温泉供給事業条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 富津市温泉供給事業条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
附則第4項及び第5項中「27年新条例」を「29年新条例」に改める。

(富津市道路占用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 富津市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
(富津市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 富津市都市公園条例の一部を改正する条例(平成25年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

(富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

(富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

(富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 富津埋立記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

(富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 富津市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成25年富津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第4項中「27年新条例」を「29年新条例」に改める。

附則第5項中「27年新条例」を「29年新条例」に、「平成27年10月31日」を「平成29年4月30日」に、「27年権利確定日」を「29年権利確定日」に、「同月31日」を「同月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。